

東大和市議会平成18年第2回厚生文教委員会記録

平成18年6月15日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	佐村明美君	副委員長	中村庄一郎君
委員	長瀬りつ君	委員	藤原宏子君
委員	関田貢君	委員	下条学君
委員	小林知久君		

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

議長	松浦誠君	1番	粕谷久美子君
4番	二宮由子君	7番	粕谷洋右君
22番	尾崎保夫君		

事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	三浦文一君		

出席説明員（4名）

助役	佐久間栄昭君	市民部長	高杉豊君
福祉部長	関田実君	保険年金課長	北田和雄君

会議に付した案件

- (1) 18第5号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情

午後 1時35分 開会

○委員長（佐村明美君） ただいまから平成18年第2回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（佐村明美君） 18第5号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

18第5号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情

○委員長（佐村明美君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（下条 学君） 何点か聞きたいんですけども、まず最初に陳情理由の中に後半の部分で出てきますけども、ここで指定都市市長会とはということで、平成17年7月に「無拠出で一定年齢に達したら受給できる最低年金制度を創設する」ことを提言しましたとありますけども、この件なんですけども、全国市長会ではこのような提言はされているのか、わかっているか教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（高杉 豊君） 全国市長会では、平成17年6月の全国市長会の国に対する要望の中で、国民年金に関する事項は4項目ございました。その4項目でございますが、一つとして国の責任において保険料収納率の向上及び年金加入者への加入促進を図ること。二つとして、市町村に対する事務費交付金について、超過負担が生じないよう財政措置の拡充を図ること。三つとして、無年金の状態に置かれている在日外国人高齢者等に対する救済措置を講じること。四つ目として、未支給年金を請求できる遺族の範囲を拡大することということでありまして、無拠出による最低保障年金制度の創設は要望事項となっております。

以上です。

○委員（下条 学君） それから、今の前の方に、17年10月現在に1,136の自治体、46%の議会が意見書を政府に提出したとなっておりますけども、約半数近くの自治体というふうな形で載っていますけども、この三多摩地区で、このような意見書は今回上がっているのかどうか、それで今どういうふうに進んでいるのか、わかれば教えていただきたいと思いますが、事務局の方ですよ、これはね。

○保険年金課長（北田和雄君） 三多摩26市の状況でございますが、私どもでつかんでいる範囲でございますが、ことし3月に清瀬市で同様の内容の陳情がございました。それで、結果は不採択というふうに聞いております。あと東村山市で今議会で請願があったそうです。それについては、継続審議ということで今扱われているというふうに報告は受けております。

以上でございます。

○委員（下条 学君） それは、ちょっとこれに付随するわけですけども、基礎年金を税金等で最低保障年金という形でもって補う場合に対して、これ税金等で補うというふうな形にした場合、根本的には税の負担という形で全国民から税金の引き上げにするのか、税金にするのかというふうな形でもって考えられるわけですけども、税金でこれをカバーするといった形に対しては、これから先どういう問題点が出てくるという形になりますかね。わかれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（北田和雄君） 税金で基礎年金部分をといった場合の今後の課題と申しまししょうか、その内容でございますが、政府の方の説明を聞いている範囲でございますと、まず財源の問題が1点あると言われてお

ります。それからあと2点目は、これ財源にかかわる問題でございますが、財源が多くなるために、所得制限が導入される可能性があるということも言われております。そうしますと、基礎年金部分について掛けていた人たちが所得がある人については、基礎年金部分で制限が加わって、公平感の問題があるということも一応指摘はされております。

以上でございます。

○委員（藤原宏子君） 今の質疑の中で財源の問題などが出てきましたけれども、財源の問題については、それぞれのそのような考え方あると思いますけれども、指定都市市長会の緊急アピールの中で、やはり生活保護世帯がふえている中でも、高齢世帯の比率が高まっているということが言われていると思うんですけれども、今後のそういった高齢世帯の生活保護がふえていく一方で、国がその生活保護費に対する負担割合を引き下げてくる。こういった事態が、何らかの形で最低保障年金の制度をつくる必要があるんじゃないかというふうなアピールの中で言われているわけなんですけれども、この生活保護に占める高齢者の割合というのは上がっていると思うんですけれども、これについては東大和市の場合、どんなふうにふえてきておりますでしょうか。ここにも、この陳情理由の中にも書かれていて、ちょっと率の計算が違うかもわかりませんが、実態としてやっぱり国の比率に近いものが出てきているんじゃないかと思っておりますけれども、その点どうでしょうか。

○福祉部長（関田 実君） 東大和市におきます生活保護の受給世帯に対する高齢者の占める割合でございますが、平成15年の3月から今日までの状況をちょっとお話しさせていただきます。

平成15年3月の時点では、生活保護受給者は625世帯、そのうち高齢者世帯が287世帯、45.92%ということでございます。平成16年3月につきましては、受給者世帯が659世帯、そのうち高齢者世帯が319、48.40%ということでございます。平成17年3月でございますが、受給者世帯が752世帯うち高齢者の世帯が330、43.88%、18年3月、801世帯、そのうち高齢者世帯が324世帯、40.44%ということでございます。

以上でございます。

○委員（藤原宏子君） ちょっと率で言いますと、今、率は15年3月より下がっているというようなお話ですけれども、実数としてはやはりふえてきているというふうに思います。そこで今後高齢世帯がふえていく中で、ここに指摘してありますように、無年金者が国全体では100万人、国民年金だけの世帯が900万人とありますけれども、その比率で言いますと東大和市の場合、どんなふうに算定されるでしょうか。わかりますのでしょうか、その辺。

○委員（長瀬りつ君） 東大和市の市内の無年金者の数で、男女の比率がわかれば教えていただきたいと思っております。それと同じなんですが、国民年金だけの人で、それも男女の比率、それと国民年金だけの方の平均額もあわせて教えていただきたいと思っております。

○市民部長（高杉 豊君） まず東大和市での無年金者の数ということでございますが、社会保険庁では15年度の推計という、あくまでも推計という形で数字を発表している部分がございます。それによりますと、全国ですけれども、65歳以上で受給資格がない者、約40万7,000人、60歳未満で受給資格を取得できない者39万3,000人、合わせまして80万人という数字がございます。市内でどうかということにつきましては、これはあくまでも社会保険庁の推計数値ということもございまして、あと高齢化率とか、いろいろ状況がございまして、私どもの方では社会保険事務所に確認しておりますけれども、数値は持っておりませんということでございまして、あとの男女比率等々につきましては、保険年金課長の方からお答えをさせていただきます。

○保険年金課長（北田和雄君） 市内の無年金者については、先ほど申しましたように、社会保険庁の方でも把

握しておりませんので、男女比も不明でございます。あと年金の受給金額でございますが、これについても、現在市では国民年金について受付事務のみをやっております、賦課も給付もやっておりませんのでデータはございません。ただ、東大和市の受給者の総受給額に対して、受給件数というのは、これは社会保険庁から報告がございます。それをもとに算定をしますと、老齢基礎年金と老齢福祉年金合わせたものでございますが、1人当たりの受給額は17年3月31日現在で年額でございますが、60万6,600円程度というふうにはなっております。これは国民年金のみということではございません。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 陳情の方を見ますと、最低保障年金制度の創設を求める意見書ということで、ちょっと私自身不勉強もありまして、最低保障年金制度というのを何というのか。実は資料はいただいております、それを見るとある程度わかるんですが、一応市の方との認識として最低保障年金制度という定義といいますか、こういったものをいうのかを確認ですが、お聞かせください。

○保険年金課長（北田和雄君） 最低保障年金制度というのは、特に言葉として法律上もございませんので、この陳情の中で言われている内容をちょっと調べた内容で御説明させていただきますと、ここに書かれているとおり、平成17年7月に政令指定都市市長会が最低年金保障制度の創設を提案したということになっています。ただ、この内容でございますが、これにつきましては年金問題で提案があったわけではございませんので、生活保護制度の抜本改革に向けてという提案がありまして、その中で出てきた内容でございます。

ここで申している内容は、生活保護世帯で高齢世帯につきましては、自立するのが非常に難しい状況にあると。今後こういった方たちがふえていくと生活保護世帯がふえていくということで、この生活保護経費のうちの25%は自治体負担になっております。そういうこともありまして、高齢者で生活自立が難しい部分につきましては、国で最低保障をしてほしいということをベースにした提案ということで出てきております。そういう意味では、最低保障制度という意味だというふうには、この中では理解はしております。

以上でございます。

○委員（小林知久君） ちょっと言葉があいまいだと意味も変わってきてしまうので聞いているんですが、この最低保障というのが生活保護制度が成り立たなくなってきたから、そのかわりのものなのか。それとも、年金制度自体のかわりのものなのかといいますか——というのがちょっと済みません、私のこの部分は詳細はわかっていないところがありまして、市の方でわかっている部分でお答えいただければと思うんですが、要はちょっと判断に困るといいますか、非常に難しい問題でして、データもちょっとないようすし、わかりづらいんですけども、現行の年金制度を変えてほしいという陳情なのか、それとも生活保護制度への不安から出ているのかという部分が、ちょっとこの文面からは必ずしもわかりづらかったので、この最低保障年金制度というのは、今お答え聞いていますと生活保護の代替の部分で市長会の方では出ているということとなるんですかね。ちょっと、そのあたり聞いてもわかりづらいかもしれないんですけど。

○保険年金課長（北田和雄君） 指定都市の市長会の提案内容を、ちょっと具体的に読み上げますと、高齢者層に対する生活保障制度の創設というタイトルがついてございます。その中で、近年の急速な高齢化の進展の中で、生活保護受給世帯に占める高齢者世帯の割合が半数を占めるに至っている。高齢者世帯は一度生活保護受給に至ると、自立支援プログラムを適用しても経済的な自立、生活保護からの脱却は望みがたいということがありまして、生活保護制度の目的は生活保護法第1条に規定されており、最低限度の生活保障と自立助長であるが、一般的に経済的な自立の見込みがたい高齢者にとって必要なのは、最低限度の生活保障であり、

現行の自立助長を目的の一つとする生活保護制度とは別立てで新たに低所得高齢者の生活保障制度を創設する。括弧書きでございますが、生活保護制度の対象は稼働年齢層の者のいる世帯に限るということで、その下に項目がございまして、最低限の所得保障を行うため、無拠出制で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度を創設するという内容でございます。ですから、前半の話と具体的な話で言葉の使い方が、ちょっと私どももわかりにくい部分がございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） これ——陳情、最低保障年金制度の目的を今いろんな角度で事務局の説明の中で言っていた生活保護世帯の改善、市長会からの提案によると、地方自治体が25%の負担をしているんで、その代替措置でそういう年金の高齢者率を抑えるという見方と、私たち最低保障年金制度という制度は普通に考えると国民年金、そして厚生年金、そして共済年金と、こういう三つの年金のある中で、この年金をどうするかと。いったときの年金が2階建てだとか、国で議論されているいろんな年金制度の改革案が、今国で真剣に審議されています。そういうときに、そういう年金改革の中で、今生活保護世帯とか高齢者だからとか、そっちの論点から物を見るのではなくて、年金制度の中の最低保障年金制度を、3本ある年金制度を改革を進めていくには、最低保障年金の8万円なら8万円という本文の中でも提案がありますけれど、そういう基礎の年金のあり方が3本同時に年金を進めていく国策の問題とか非常に難しい。だから共済掛金の皆さんとか、あるいは厚生年金のまずそっちからやるとか、国民年金と一緒にできないとか、いろんな国政では年金改革の議論をされています。

そして、私たちがこの年金の陳情者の提案ということを議論するに当たって、市長会が出した年金政策がこうであるから、これについて自治体が負担するとかしないとかという議論は、確かに市長会はそういうことであるでしょう。しかし、私たちは最低保障年金制度を国に、政府に意見を上げて、この最低保障年金制度を考えていただきたいということの創設ということですから、国でまさに今そういう年金改革が行われているときに、最低保障年金制度はどう位置づけられるかということについて、私たちそういう三つ組の話で最低保障年金制度、基礎年金というのがあっていいのかなという程度しか深く理解は進まないわけですよ。私たちは決定権もないわけですから。ただ、最低賃金だけは保障してほしい、最低保障だけは、生活保障だけはしてほしいとかというようなことを国にお願いをするという立場で物を見るとすれば、最低保障年金制度という考え方については、事務局も厚生年金を考える、あるいは共済掛金の年金問題、国民年金の問題を三つをとらえて、その制度の中で最低保障年金制度ということを考えていくのが、僕は正しいのかなというふうに思うんですけど、違いますかね。事務局はその辺をどういうふうに考えるんですか、この辺を。

○委員長（佐村明美君） 関田委員、御意見でよろしいですか。

○委員（関田 貢君） だから感想を求めるの、部長もいるんだから。

○保険年金課長（北田和雄君） 大変難しい御質問でちょっとお答えにくいんですが、年金制度の基本的な考え方と申しますと、現在は25年の期間が一応ありまして、それを掛金、保険料を払っていただきますと、原則65歳になりますと受給権が発生すると。なぜ、そういう制度をとっていかといいますと、相互扶助の考え方のベースがありまして、そういった保険と、それから3分の1は公費が入っていますので、公費を入れた形で運営をしているところであります。年金制度につきましては、最近法改正がありまして、1回改正をしております。ただその中で課題として残っているのが、委員御指摘のとおり、厚生年金、共済年金、国民年金含めた一元化の問題が、今課題として残っているという状況でございます。

我々としまして、できるだけ皆さんが年金を受けられる制度が望ましいというふうには思いますが、ただ負担をされている方とされてない方という公平性の問題もありますので、その辺、今後どういった状況で議論が進められていくのかを見守りたいという状況ではございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 正直、私、非常にちょっとこのレベルの話がわかってないんですが、正直に言えば、これ市議会で議論するのはきついなというのがちょっとありまして、なるべく市レベルで話せるレベルでちょっとお聞きしたいと思っているんですが、当市の現状では無年金の方の人数は把握されてないということで、こういう年金がない方への対応法といいますか、どうされているでしょうか。生活保護とかだと思うんですが、この現行制度で救えてない部分というのが、どういう部分があるんでしょうか。ちょっとお聞かせいただければと思うんですけど。

○保険年金課長（北田和雄君） 先ほど申し上げましたように、国民年金につきましては、基本的には国の制度でございまして、社会保険庁で、この地域で言いますと立川社会保険事務所というのがございまして、そこが東大和市の管轄なんですけど、そちらが保険料の通知から、それから給付の手続から、すべて行っているのが現状でございます。市で実際多く扱っているのが、所得が少なく保険料が払えない方については免除制度とか、猶予制度がございますので、それらの受付をして、それを社会保険庁に申達をするという業務が中心になっておりまして、先ほど申しましたように、無年金者の数自身、市でも把握するすべもございませぬし、社会保険事務所の方でも把握してないという状況ですので、年金をもらえてない方がどの程度いるかということもわからない状況の中では、具体的な対応というのがなかなか困難な状況があると。ただ、自分が将来年金をもらえるかどうかという御相談がありますので、そのときには社会保険事務所に問い合わせをしたりして、どれだけの今まで掛けていたか、あとどのぐらい必要かと。それが60までで到達してない場合は65まで延長できますので、そういった方法を御相談があればお伝えしたいということをしているところが現状でございます。実際、生活困窮ということになりますと、どうしてもこれは福祉の方の対応ということになりますので、生活保護とか、そちらの方に御相談を案内するということになってしまうかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（藤原宏子君） 今、高齢者の生活保護の受給世帯の数が先ほど報告されましたけれども、その中でやはり窓口で生活保護を申請される方は無年金者であったり、それから低年金、年金の低い、先ほど60万6,600円という数字が示されましたので、ほぼ5万5,000円、月額ですか、5万5,000円ぐらいではないかと思うんですけども、その中でそれで今お1人の高齢者が暮らしていくということは、とてもできないと思うんで、そういうことから生活保護を受けられる、申請される方がふえているんだというふうに思うんですね。それが、今、指定都市市長会の見解でも、そういった方がふえてくるとともに、国の負担率の引き下げが今後さらに行われようとしていることに対して、やっぱり異議を唱えておられるんだというふうに思うんですね。その点について、実態から見て指定都市市長会の見解は市としては、どんなふうにかえられますか。その点、お聞かせください。

○助役（佐久間栄昭君） 年金と、それから生活扶助といいますか、それとのかかわりになりますと、やはりある人が一定の生活をするというのには、生活の資金が必要だということになります。それが、通常は年金でということになってまいります。それで、年金を何らかの理由で掛けなかった、あるいはそういう事情があつて年金を受け取れない人が出てまいります。そうしますと、どうしてもその生活は日本の国民として保障することになりますから、生活扶助ということになっています。ですから、年金の事務所の方も市の方に対し

て、当時年金の掛金をやっていた時代は、将来この人が年金を受け取れなくなると、行くところは生活扶助になるんで、市が財源を持つようになりますよと。だから、よく頑張って年金を納めてもらうように言ってくださいというのが、過去、市が事務をやっていたときによく言われたことなんですね。そういうのが残ってしまって、ですから生活扶助になりますと指定都市の市長会が言っているように、25%は市が持つということですから、年金の場合は、その点では市が持つ部分がないわけですから、国がやっぱり持っています、3分の1は。だから、年金に入っている方については、掛けておけば将来3分の1は国がお金を出してくれて、年金を支給してくれますよというような言い方は別の面です。

今回の指定都市の話は、話を聞けば25%出すと、その指定都市の財源が生活扶助の場合は25%かかりますから、大変になりますよと。だから、そこの部分だけ外して、国の国費で全部やる違う年金制度をつくってくださいよというように言っているというふうに思うんですね。そういう点で、地方、いわゆる生活扶助の仕事をしている地方は、その点で25%が出るか、出ないかというところの財源になりますから、それでこれは言っているというふうに思うんですね。ただ、現在の場合は指定都市の市長会だけで、全国市長会の方はそれについては、まだこれから論議になるんだろうというふうに思われます。

○委員（藤原宏子君） これから論議になるだろうということで、今、全国市長会の方から出てないということですけども、実態はやっぱり指定都市の市長会が出されているような問題が実態としてあるというふうに思うんですね。それで、例えば生活保護法の第1条では、憲法で保障された最低限度の生活保障と自立の助長とか、自立していただくような、そういったことを上げているわけですけども、高齢者というのはやっぱり自立の助長と言われても、幾ら自立できるようにやっていただいても、職業はもろんなかなかありませんし、また健康上の理由から、加齢のそういう実態から自立できるという状況がないわけですね。

そういった点で、今、これほど全国で無年金、また低年金の方がいらっしゃる以上、最低年金の保障制度というのは、どうしても必要なんじゃないかというふうに、多くの自治体の首長さんなんかも考えておられると思うんです。ほかの方から、そういう制度というのがあるのかという話がありましたけれども、実態として今のところは最低年金保障制度というのがないわけで、ですから題名の中でかぎ括弧つけて、その創設をするように意見書を出してほしいというのが、この内容だというふうに私は思うんですけども——ということで、それこそ御意見ということになりますでしょうかね。そういった点で、やはりこういった最低保障年金制度が望ましいというふうに考えておられるかどうかという点だけ、いかがでしょうか。

○保険年金課長（北田和雄君） 政令指定都市の提案でございますが、基本的には最低の生活保障をどうするかということだと思われま。ですから、それが年金という制度の中でやるのがいいのか、あるいは別で生活保護の延長の中で対応することがいいのかという問題があるかと思えます。それで、生活保護の場合と年金の場合は制度の仕組みも違います。年金の場合は、皆さんが保険料を払っていただいで運営しているという部分もございます。生活保護の場合は、国と自治体で公費でやっているということがありますので、最低限の生活保障制度をどの制度の中で取り入れていくかというのは議論のあるところで、私どもとしましても、これはやはりもう少し議論を深める必要があるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員（藤原宏子君） 今、言われたその議論を深めるというのは、市としては今後議論していくという意味ですか。それとも国の方でそうやっていただかなきゃいけないという意味ですか。

○保険年金課長（北田和雄君） 市の方ということよりは、これは我々、年金につきましては、先ほど申しまし

たように、直接の事務を執行しておりません。国からの法定受託といいまして、国から委託を受けて業務をやっている部分でございます。生活保護も法定受託でございますので、基本的には両方とも国の制度で国が法律で運用しているものでございますから、市の方でどうこうという言える部分ございませんので、広く国全体で考えていただければというのが正直な気持ちではございます。

以上です。

○委員長（佐村明美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時29分 開議

○委員長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

○委員（藤原宏子君） 18第5号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情に、採択の立場から賛成の討論を行います。

この最低保障年金制度というのは、財源を国が保障するこういった制度、もしくはこれにかわるような制度は世界じゅうで進められております。世界人権宣言に照らしても、当然の流れだということができると思います。また、国連の社会権規約委員会というところが、2001年8月に日本政府に対して、最低年金の導入、また年金の男女格差の是正などの勧告を行っています。2006年、ことしの6月には、このことに対して日本政府がその報告を求められているという実態があります。そういった点から、指定都市市長会が提起をされているさまざまな問題を含め、この多く人、若い人も含めて最低保障年金制度を今後つくっていくことは、大変重要なことだというふうに考えますので、この陳情にぜひ採択をしていただきますよう、皆さんの御協力もいただきながら、採択ができますよう、賛成の討論といたします。

○委員長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18第5号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐村明美君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条の規定により、委員長におきまして本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、委員長は不採択と裁決いたします。

○委員長（佐村明美君） これをもって、平成18年第2回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 2時32分 散会